

指定居宅介護支援重要事項説明書

ルーエンハイム川口居宅介護支援センター

〔令和 6 年 4 月 1 日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人かつみ会
代表者役職・氏名	理事長 伊藤 重来
本社所在地・電話番号	埼玉県深谷市山河557番地1 048-546-1200
法人設立年月日	平成56年 4月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	ルーエンハイム川口居宅介護支援センター
事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号 1170208241 ）
所在地	〒333-0844 埼玉県川口市上青木6-15-18
電話番号	048-423-6713
F A X 番号	048-423-6723
通常の事業の実施地域	川口市・戸田市・蕨市・さいたま市・吉川市・足立区・北区

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8:30から午後5:30まで

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常 勤 1名以上 非常勤 0 名

3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 ③ 使用する課題分析票の種類は、全社協方式とします。
居宅サービス計画原案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。 ②居宅サービス計画は、利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプラン(原案)に位置付けた理由を求めることができます。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	①居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	<ul style="list-style-type: none"> ① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ②作成した居宅サービス計画は交付します。 ③ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を指定居宅介護支援重要事項説明書（別紙）にて説明をします。

居宅サービス計画の実施状況の把握	<p>① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。</p> <p>③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p>
------------------	--

4 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として無料です
(地域区分別1単位 川口市 5級地：10.7円 1級地：11.40円 3級地：11.05円)

居宅介護支援費 I

区 分 (介護支援専門員1人当たりの利用者数)		要介護1.2	要介護3～5
居宅介護支援費i (45人未満の場合)	40人未満の部分	11,620円	15,097円
居宅介護支援費ii (45人以上60人未満の場合)	40人未満の部分	11,620円	15,097円
	40人以上の部分	5,820円	7,532円
居宅介護支援費iii (60人以上の場合)	40人未満の部分	11,620円	15,097円
	40人以上の部分	5,820円	7,532円
	60人以上の部分	3,488円	4,515円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成した場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合 	1月につき 3,210円

サービス提供開始について

- (1) 利用者は複数の指定居宅介護事業者等の紹介を求めることができます。
- (2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費ご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり100円を請求します。

5 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

7 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
 - ・苦情があった場合には直ちに介護支援専門員が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
 - ・介護支援専門員が必要であると判断した場合には、関係者間を含めて検討会議を行います。
 - ・検討会議の後、介護支援専門員は翌日までには必ずご利用者への謝罪等具体的な対応を行います。
 - ・苦情相談の記録を専用のファイルに保管し、職員が閲覧することで再発防止に役立てます。
 - ・毎日朝礼等でサービスの提供方法を確認する等普段から苦情が発生しないサービスの提供を心がけます。
 - ・職員の研修を行い、接客態度や介護技術の改善向上に努めます。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 中山 明子
電話番号	048-423-6713
受付時間	午前8:30から午後5:30まで (時間外でも転送等により対応します)
受 付 日	月曜日から金曜日まで (祝祭日、12月31日から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

川口市 介護保険課事業者係	048-259-7293
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	048-824-2568 (苦情相談専用)

8 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

9 虐待に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する担当者 管理者 中山 明子

10 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

【事業者】

事業者名 社会福祉法人かつみ会
所在地 埼玉県深谷市山河557番地1
代表者 理事長 伊藤 重来

【事業所】

事業所名 ルーエンハイム川口居宅介護支援センター
所在地 埼玉県川口市上青木6-15-18
管理者氏名 センター長 中山 明子 印
説明者

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について確認
同意しました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

続柄 1. 家族 ()
2. その他 ()
3. 成年後見人 ()